

高岡市自主防災組織育成事業
補助金交付要綱
(R6.3.31改正)

問合先：危機管理課

TEL：20-1229

高岡市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

平成17年11月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市自主防災組織育成事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、高岡市補助金等交付規則(平成17年11月1日高岡市規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 高岡市自主防災組織推進要綱(平成17年11月1日高岡市要綱)第2条に規定する組織をいう。
- (2) 校下(地区)自主防災組織連絡協議会 高岡市自主防災組織推進要綱第3条に規定する組織をいう。
- (3) 防災資機材 自主防災組織及び校下(地区)自主防災組織連絡協議会が災害発生時に応急対策として使用する資機材で、市長が必要と認めるものをいう。ただし、一度解散して自主防災組織を再結成した場合にはこの対象ではない。
- (4) 避難対象地域 平成30年度に作成した津波ハザードマップにおける避難対象地域をいう。
- (5) 避難対象地域に準ずる地域 平成30年度に作成した津波ハザードマップにおける注意個所を含む地域のうち、避難対象地域に準じた扱いをする地域として市長が特に認めるものをいう。
- (6) 津波対策資機材 避難対象地域又は避難対象地域に準ずる地域を含む自主防災組織が、津波による被害を最小限に抑えるために使用する資機材で、市長が必要と認めるものをいう。
- (7) 地区防災計画 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第3項に規定する地区防災計画をいう。
- (8) 防災士 自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、防災資機材及び津波対策資機材（以下「防災資機材等」という。）の整備・更新並びに防災訓練の実施並びに地区防災計画の策定に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の対象)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費（この補助金及び本市が交付する他の補助金の交付を受けていないものに限る。）とする。

- (1) 防災資機材の整備・更新に係るもの 別表第1に掲げる防災資機材の購入に要する経費
- (2) 津波対策資機材の整備に係るもの 別表第2に掲げる津波対策資機材の購入に要する経費
- (3) 防災訓練の実施に係るもの 訓練の実施に要する経費
- (4) 地区防災計画の策定に係るもの 特定非営利活動法人富山県防災士会（以下「富山県防災士会」という。）に対し、地区防災計画の策定を支援するための知識・技能を有する防災士の派遣・監修に要する経費

2 前項第1号及び第2号の経費は、1の自主防災組織又は校下（地区）自主防災組織連絡協議会につき、1回に限り対象とする。ただし、前項第1号の経費のうち更新に係るものは、1の自主防災組織又は校下（地区）自主防災組織連絡協議会が同号の整備に係る補助金の交付決定を受けた年度の翌年度を1年目とし10年以上経過した場合に限り対象とする。

3 第1項第3号の経費は、1の自主防災組織又は校下（地区）自主防災組織連絡協議会につき、同一年度において1回を限度とする。

4 第1項第4号の経費は、1の校下（地区）自主防災組織連絡協議会につき、1回の申請において最大3名の防災士の派遣・監修を6回まで申請することができる。ただし、各回に派遣する防災士のうち1名以上は、地区防災計画を策定する知識・技能を有する防災士として富山県防災士会の推薦を受けた者でなければならない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 防災資機材等の整備に係るもの 自主防災組織にあっては、対象経費に

0.75を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、校下(地区)防災連絡協議会にあっては、対象経費に1.00を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、それぞれ別表第3に掲げる額を限度とする。

(2) 防災資機材等の更新に係るもの 自主防災組織及び校下(地区)自主防災組織連絡協議会にあっては、対象経費に0.5を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、それぞれ別表第4に掲げる額を限度とする。

(3) 防災訓練の実施に係るもの 次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める金額とする。

ア 自主防災組織単位の場合 対象経費に0.5を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、5,000円を限度とする。

イ 校下(地区)自主防災組織連絡協議会単位の場合 対象経費に0.5を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、当該防災訓練に参加する当該校下(地区)自主防災組織連絡協議会に所属する自主防災組織の数に5,000円を乗じて得た額を限度とする。

ウ イの単位の防災訓練に防災士が参加し指導を行う場合 イで算出した額に10,000円を加えた額とする。ただし、算出した額が、訓練の実施に要する支出合計額を上回る場合は、訓練の実施に要する支出合計額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を限度とし、訓練に参加し指導を行う防災士は原則として訓練を実施する校下(地区)に所属するものとする。

(4) 地区防災計画の策定に係るもの 防災士1名につき2,000円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、防災資機材等の購入前、防災訓練の実施前又は地区防災計画策定事業実施の前に規則第3条の規定に基づき、高岡市自主防災組織育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防災資機材等の整備に係るもの 防災資機材等購入計画・収支予算書(様式第2号)及び見積書の写し

- (2) 防災資機材の更新に係るもの 前号に掲げる書類及び富山県が定める活動強化計画
- (3) 防災訓練の実施に係るもの 防災訓練実施計画書(様式第3号)及び防災訓練実施要領等その他訓練の概要を記載した書類
- (4) 校下・地区単位の防災訓練の実施に係るもの 前号に掲げる書類及び校下(地区)自主防災組織連絡協議会に所属する自主防災組織の一覧
- (5) 地区防災計画策定に係るもの 地区防災計画策定事業計画書(様式第4号)、富山県防災士会からの推薦書
(交付決定の通知)

第7条 市長は、規則第4条の規定に基づき、補助金の交付を決定したときは、高岡市自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更等)

第8条 防災資機材等の整備・更新、防災訓練の事業計画若しくは地区防災計画策定事業計画の内容を変更又は中止しようとするときは、規則第8条の規定に基づき、高岡市自主防災組織育成事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、変更又は中止の内容が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合のいずれにも該当しないときは、当該変更又は中止に係る承認は、必要としない。

- (1) 防災資機材等の整備・更新に係るもの
 - ア 変更する補助金額が、すでに通知済である交付決定の額を上回る場合
 - イ 防災資機材等の購入の種類を変更する場合
- (2) 防災訓練の実施に係るもの
 - ア 消防署等の指導機関からの指導、訓練を全て中止する場合
 - イ 変更する補助金額が、すでに通知済である交付決定の額を上回る場合
- (3) 地区防災計画策定に係るもの
 - ア 地区防災計画策定事業計画書で申請した内容を中止する場合
 - イ 派遣・監修を受ける防災士の人数を1人以上変更する場合

3 市長は、規則第8条の規定に基づき、補助金の交付を取り消し、又はその決定の内容を変更したときは、高岡市自主防災組織育成事業計画変更(中止・廃止)

承認通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績の報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、防災資機材等の購入後、防災訓練の実施後又は地区防災計画の策定の実施後30日以内に高岡市自主防災組織育成事業実績報告書(様式第8号)若しくは前条の規定に基づき、事業計画変更承認を受けている場合は、高岡市自主防災組織育成事業実績報告書(変更承認済)(様式第9号)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材等の整備・更新に係るもの 防災資機材等購入実績・収支決算書(様式第10号)、領収証の写し及び購入した資機材が確認できる写真
- (2) 防災訓練の実施に係るもの 防災訓練実施報告書(様式第11号)及び防災訓練の実施状況が確認できる写真、領収証の写し、防災士が参加し指導した訓練においてはその状況が確認できる写真及び防災士証の写し
- (3) 地区防災計画の策定に係るもの 地区防災計画策定事業実績報告書(様式第12号)、領収書(様式第13号)の写し及び実施状況が確認できる写真

(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、規則第14条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、高岡市自主防災組織育成事業補助金額確定通知書(様式第14号)により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(東北地方太平洋沖地震に関する特例)

2 この要綱の施行の日の前日までに防災資機材の整備に係る補助金の交付決定を受けた防災資機材で、東北地方太平洋沖地震の影響により当該防災資機材の購入が困難となったものについては、第3条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間に限り、再度当該防災資機材の整備に係るものに対する補助金の交付を申請することができるものとする。この場合において、補助限度額は、30万円とし、その算定に当たっては、既に交付した補助金の額とこの規定により交付する額との合計額を用いるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に計画認定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なお効力を有する

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別表第1(第4条関係)

防災資機材の整備に係るもの
ヘルメット(文字記入含む。)
標旗(ポール付き)
腕章
担架
ノコギリ
ハンマー
掛矢
バール
救急医療品セット(三角巾、包帯、傷絆創膏、生理食塩水、消毒薬、ハサミ等)
メガホン(電池式・サイレン付き)
ラジオ付ライト
三角バケツ
ABC粉末消火器
ロープ
ジャッキ
ハシゴ
ツルハシ
スコップ
ペンチ
防水シート
鍋・釜
固形燃料
倉庫(収納庫)
その他市長が特に必要と認めるもの

別表第2(第4条関係)

津波対策資機材の整備に係るもの
トランシーバー
メガホン
警笛
ベスト
腕章
誘導棒
ライフジャケット
ゴムボート
救助ロープ
その他市長が特に必要と認めるもの

別表第3(第5条関係)

補助対象経費	補助限度額		
防災資機材の整備に係るもの	世帯数	100世帯未満	150,000円
		100世帯以上150世帯未満	200,000円
		150世帯以上200世帯未満	250,000円
		200世帯以上	300,000円
津波対策資機材の整備に係るもの	津波避難地域を含む自主防災組織	200,000円	
	津波避難地域に準ずる地域を含む自主防災組織	150,000円	

別表第4(第5条関係)

補助対象経費	補助限度額		
防災資機材の更新に係るもの	世帯数	100世帯未満	50,000円
		100世帯以上150世帯未満	65,000円
		150世帯以上200世帯未満	80,000円
		200世帯以上	100,000円

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

高岡市長 あて

組織の名称
代表者の住所
代表者の氏名

年度高岡市自主防災組織育成事業補助金交付申請書

年度高岡市自主防災組織育成事業補助金の交付を受けたいので、高岡市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称 高岡市自主防災組織育成事業
- 2 補助事業の目的及び内容 防災訓練の実施・防災資機材等の整備、更新・地区防災計画の策定
- 3 事業実施予定日 年 月 日 ()
- 4 交付申請額 金 円
- 5 添付書類 (補助を受ける事業に)
 - 【防災訓練】
 - (1) 訓練実施計画書 (様式第3号)
 - (2) 補助金振込先
 - (3) 校下 (地区) 連絡協議会で申請する場合は、所属する自主防災組織の一覧
 - 【防災資機材等整備・更新】
 - (1) 防災資機材等購入計画・収支予算書 (様式第2号)
 - (2) 補助金振込先
 - (3) 見積書の写し
 - 【地区防災計画策定】
 - (1) 地区防災計画策定事業計画書 (様式第4号)
 - (2) 補助金振込先
 - (3) 富山県防災士会からの推薦書

様式第2号(第6条関係)

防災資機材等購入計画・収支予算書
(防災資機材・津波対策資機材)

1 防災資機材等購入計画

購入予定資機材名	規 格	数 量 (A)	単 価 (B)	購入予定価格 (A)×(B)
			円	円
合 計				円

2 収支予算

収 入		支 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
市補助金	円		円
合 計	円	合 計	円

防 災 訓 練 実 施 計 画 書

実施日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで			
実施場所	名称 所在地 高岡市			
参加人数	名 世帯			
消防署等の指導機関、 連携機関の名称				
指導にあたる防災士 ※該当あれば記入	※防災士証のコピーを添付してください。 ※市外在住の場合は市外と記入ください			
	氏名：	所属連合自治会：		
指導内容 ※いずれかを○で囲む	防災講座	訓練指導	その他 ()	
想定する災害	該当するものに☑をつけてください ☐地震 ☐津波 ☐洪水 ☐土砂災害 ☐火災 ☐雪害 ☐その他 ()			
訓練実施種目	実施する訓練項目に☑をつけて下さい ☐情報収集・伝達訓練 ☐初期消火訓練 ☐避難誘導訓練 ☐要支援者避難支援訓練 ☐救援・救護訓練 (応急手当、心肺蘇生を含む) ☐給食給水訓練 ☐その他 ()			
収支予算書	収入		支出	
	科目	予算額	科目	予算額
	市補助金	円		円
		円		円
		円		円
	合 計	円	合 計	円

※対象経費は訓練の実施に必要なものに限り、以下のようなものは対象外となります。

例：単に参加者に配布するためのお茶、飲料水、食料品等。訓練に関係のない備品等

※実績報告書を提出する際に、領収書のコピーまたは原本が必要となります。

※防災士が参加し指導に当たる場合、その状況を確認できる写真が必要となります。

年 月 日

地区防災計画策定事業計画書（第 回目）

組織名	(世帯数 世帯)	
策定期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
実施内容	今回実施する内容等を具体的に記載。	
担当予定の 防災士	地区防災計画を策定する 知識と技能を有する者	氏名：
	指導補助	氏名：
		氏名：
計画策定の スケジュール	ワークショップの実施時期や内容、スケジュールについて記載してください。	
担当者問合せ先	氏 名	
	電 話 番 号	
	E メ ー ル	

組織の名称
代表者の住所
代表者の氏名 様

年度高岡市自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度高岡市自主防災組織育成事業補助金については、高岡市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

高岡市長



- 1 補助金額 金 円
- 2 補助事業等の目的及び内容
自主防災組織が中心となって、地域住民の積極的な参加を促し、地域に即した防災訓練を実施することで地域防災力の向上を図る。
- 3 補助金交付の条件
 - (1) 補助金を申請事業の目的以外に使用してはならない。
 - (2) 補助事業等が完了したときは、完了後30日以内に実績報告書を市長に提出すること。
 - (3) その他高岡市補助金等交付規則及び高岡市自主防災組織育成事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

高岡市長 あて

組織の名称
代表者の住所
代表者の氏名

年度高岡市自主防災組織育成事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け高岡市指令危管 号で交付決定のあった 年度高岡市自主防災組織育成事業補助金について、次のとおり補助事業を変更(中止・廃止)したいので、高岡市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

- 1 補助事業の名称 高岡市自主防災組織育成事業
- 2 変更の内容(事業計画の変更の場合のみ)
- 3 変更(中止・廃止)の理由
- 4 変更(中止・廃止)予定年月日 年 月 日()
- 5 添付書類
事業計画の変更にあつては、当該事業計画の変更が明らかとなる書類

様式第7号(第8条関係)

第 号

組織の名称
代表者の住所
代表者の氏名 様

年度高岡市自主防災組織育成事業計画変更(中止・廃止)承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった 年度高岡市自主防災組織育成事業計画変更(中止・廃止)について、高岡市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

年 月 日

高岡市長



- 1 補助事業の名称 高岡市自主防災組織育成事業
- 2 変更の内容(事業計画の変更の場合のみ)
変更前の補助金額 金 円
変更後の補助金額 金 円
- 3 変更(中止・廃止)の理由

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

高岡市長 あて

組織の名称
代表者の住所
代表者の氏名

年度高岡市自主防災組織育成事業実績報告書

年 月 日付け高岡市指令危管第 号で交付決定のあった 年度高岡市自主防災組織育成事業について、補助事業が完了しましたので、高岡市自主防災組織育成補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称 高岡市自主防災組織育成事業

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 補助金の交付決定額 金 円

4 補助対象経費の予算額 金 円

5 補助対象経費の実績額 金 円

6 添付書類（補助を受ける事業に)

【防災訓練】

(1) 防災訓練実施報告書（様式第11号）

(2) 実施状況がわかる写真

(3) 領収書

【防災資機材等整備・更新】

(1) 防災資機材等購入実績・収支決算書（様式第10号）

(2) 領収書

(3) 購入した資機材がわかる写真

【地区防災計画策定】

(1) 地区防災計画策定事業実績報告書（様式第12号）

(2) 領収書（様式第13号）

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

高岡市長 あて

組織の名称
代表者の住所
代表者の氏名

年度高岡市自主防災組織育成事業実績報告書(変更承認済)

年 月 日付け高岡市指令危管第 号で交付決定及び 年 月 日付け高岡市指令危管第 号で変更承認のあった 年度高岡市自主防災組織育成事業について、補助事業が完了しましたので、高岡市自主防災組織育成補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称 高岡市自主防災組織育成事業

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 補助金の交付決定額 金 円

4 補助対象経費の予算額(当初)金 円
(変更承認後)金 円

5 補助対象経費の実績額 金 円

6 添付書類(補助を受ける事業に)

【防災訓練】

- (1) 防災訓練実施報告書(様式第11号)
- (2) 実施状況がわかる写真
- (3) 領収書

【防災資機材等整備・更新】

- (1) 防災資機材等購入実績・収支決算書(様式第10号)
- (2) 領収書
- (3) 購入した資機材がわかる写真

【地区防災計画策定】

- (1) 地区防災計画策定事業実績報告書(様式第12号)
- (2) 領収書(様式第13号)
- (3) 実施状況がわかる写真

様式第10号(第9条関係)

防災資機材等購入実績・収支決算書
(防災資機材・津波対策資機材)

1 防災資機材等購入実績

購入資機材名	規 格	数 量 (A)	単 価 (B)	購入価格 (A)×(B)
			円	円
合 計				円

2 収支決算

収 入		支 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
市補助金	円		円
合 計	円	合 計	円

防 災 訓 練 実 施 報 告 書

実施日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで			
実施場所	名称 所在地 高岡市			
参加人数	名 世帯			
消防署等の指導機関、 連携機関の名称				
指導にあたった防災士 ※該当あれば記入	※防災士証のコピーを添付してください。 ※市外在住の場合は市外と記入ください			
	氏名：	所属連合自治会：		
指導内容 ※いずれかを○で囲む	防災講座 訓練指導 その他 ()			
	想定する災害 該当するものに☑をつけてください <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 雪害 <input type="checkbox"/> その他 ()			
訓練実施種目	実施する訓練項目に☑をつけて下さい			
	<input type="checkbox"/> 情報収集・伝達訓練 <input type="checkbox"/> 初期消火訓練 <input type="checkbox"/> 避難誘導訓練 <input type="checkbox"/> 要支援者避難支援訓練 <input type="checkbox"/> 救援・救護訓練 (応急手当、心肺蘇生を含む) <input type="checkbox"/> 給食給水訓練 <input type="checkbox"/> その他 ()			
収支決算書	収入		支出	
	科目	決算額	科目	決算額
	市補助金	円		円
		円		円
		円		円
	合 計	円	合 計	円

※対象経費は訓練の実施に必要なものに限りに、以下のようなものは対象外となります。

例：単に参加者に配布するためのお茶、飲料水、食料品等。訓練に関係のない備品等

※領収書のコピーまたは原本も併せてご提出下さい。

※防災士が参加し指導に当たった場合、その状況を確認できる写真が必要となります。

年 月 日

地区防災計画策定事業実績報告書（第 回）

組織名		
実施日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分	
実施内容	実施した内容を具体的に記載。	
担当した 防災士	地区防災計画を策定する 知識と技能を有する者	氏名：
	指導補助	氏名：
		氏名：
計画策定の スケジュール	今後ワークショップの実施時期や内容、スケジュールについて記載してください。	
問合先	氏 名	
	電 話 番 号	
	E メ ー ル	

※領収書（様式第13号）のコピーまたは原本も併せてご提出ください。

領 収 書

金 円

ただし、地区防災計画策定事業に係る、指導・監修に要する交通費として

年 月 日

防災士名

防災士名

防災士名

**※計画策定指導に当たった防災士の
防災士証のコピーを貼付してください**

組織の名称
代表者の住所
代表者の氏名 様

年度高岡市自主防災組織育成事業補助金額確定通知書

年 月 日付け高岡市指令危管第 号で交付決定した 年度高岡市自主防災組織育成事業補助金については、年 月 日付け実績報告に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、高岡市自主防災組織育成事業補助金等交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

高岡市長



1	補助金の確定額	金	円
2	補助金の決定通知済額	金	円
3	補助金等の既交付額	金	円
4	補助金等の追加交付額	金	円
	<u>(又は要返納額)</u>		